

## ○高知県物品購入等関係指名停止要領

(平成7年12月1日告示第638号)

**改正** 平成9年10月17日告示第713号 平成15年4月1日告示第228号  
平成16年12月10日告示第720号 平成16年12月28日告示第751号  
平成17年4月1日告示第324号 平成19年4月1日告示第263号  
平成24年3月30日告示第230号 平成24年11月2日告示第677号  
令和7年5月2日告示第367号 令和7年5月23日告示第384号

高知県物品購入等関係指名停止要領を次のように定める。

### 高知県物品購入等関係指名停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する物品の購入、製造、修繕等(以下「物品の購入等」という。)に関する入札及び契約の適正な執行を確保するため、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第26条第1項において準用する同規則第6条第2項の指名競争入札に参加する資格を有する者と認めた者(以下「有資格者」という。)に対する指名停止(指名の対象外とすることをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。(指名停止の決定等)

第2条 知事は、有資格者が別表各項の左欄に掲げる指名停止の事由のいずれかに該当するときは、それぞれ同表各項の右欄に定める期間の範囲内で指名停止の期間を定め、当該有資格者について指名停止をするものとする。

2 前項の規定による指名停止は、別記第1号様式による物品購入等関係指名停止決定書によりするものとする。

3 知事が第1項の規定により指名停止をしたときは、契約担当者(高知県契約規則第2条第3号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、当該有資格者を同項の指名停止の期間中、入札者として指名し、又は随意契約の相手方としてはならない。

4 契約担当者は、第1項の規定により指名停止をされた有資格者を既に指名し、又は随意契約の相手方として見積依頼をしているときは、当該指名又は見積依頼を取り消すものとする。

(報告)

第3条 物品の購入等を発注する本庁(高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)第3条第1号に規定する本庁をいう。第8条第1項において同じ。)の課室長(課の内部組織である室の長を除く。同項において同じ。)及び出先機関長(同条第2号に規定する出先機関の長をいう。以下同じ。)は、有資格者が指名停止の事由に該当すると認めたときは、別記第2号様式による指名停止事由該当者報告書により総務事務センタ

一課長にその旨を報告しなければならない。この場合において、出先機関長は、主管課長を経由して報告するものとする。

(指名停止中の物品の購入等の特例)

第4条 特許物品、著作権保有物品等の他の物品に替え難い物品の購入等又は災害等急を要する場合の物品の購入等については、指名停止の期間中であっても、当該物品の購入等に限り、指名停止をした有資格者を契約の相手方とすることができる。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格者が別表各項の指名停止の事由の2以上に該当するときは、当該各項に定める指名停止の期間のそれぞれの期間(同表26の項及び27の項に定める指名停止の期間にあつては、長期とする。)の合計をもって、当該指名停止の期間とする。ただし、その期間は、24月を超えることができない。

2 指名停止中の有資格者が、新たに指名停止の事由に該当することとなった場合の指名停止の期間の始期は、既に決定されている指名停止の期間の終期の翌日とする。ただし、新たな指名停止の決定の日から24月(1の事案による場合は、その当初の措置から24月)を超えることができない。

3 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、別表各項に定める期間の1.25倍の期間(1月未満の端数があるときは、当該端数を1月に切り上げる。)とする。

(1) 別表各項の指名停止の事由に係る当該各項に定める指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、再度同表各項の指名停止の事由に該当することとなったとき(1の事案による場合及び次号に掲げる場合を除く。)

(2) 別表2の項から10の項までの指名停止の事由に係る当該各項に定める指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、再度同表2の項から10の項までの指名停止の事由に該当することとなったとき(1の事案による場合を除く。)

4 知事は、有資格者について、情状酌量をするべき特別の事由があるため、別表各項並びに第1項及び前項の規定による指名停止の期間より短い期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間(同表26の項及び27の項に定める指名停止の期間にあつては、短期とする。)の2分の1まで短縮することができる。ただし、別に定める高知県建設工事指名停止措置要綱に基づき指名停止がされ、当該指名停止の事由となった事案が同表各項の指名停止の事由に該当することにより指名停止をするときは、当該高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止の期間に相当する期間まで短縮することができる。

5 知事は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項並びに第1項及び第3項の規定による指名停止の期間より長い期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間(同表26の項及び27の項

に定める指名停止の期間にあっては、長期とする。)の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は、24月を超えることができない。

- 6 別表5の項から7の項までの指名停止の事由に該当する有資格者について、課徴金減免制度(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。同表において「独占禁止法」という。))第7条の4第1項から第3項までの規定による措置をいう。)が適用され、その事実が公表されたときは、同表5の項から7の項までに定める指名停止の期間を当該期間の2分の1に短縮することができる。この場合において、1月未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 7 知事は、指名停止中の有資格者について、新たに、当該指名停止の事由となった事案により別表各項の指名停止の事由に該当すること又は情状酌量をするべき特別の事由若しくは極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたことが明らかになったときは、同表各項及び前各項の規定による期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 8 前項の規定に基づく指名停止の期間の変更は、別記第3号様式による物品購入等関係指名停止期間変更決定書によりするものとする。

(指名停止の解除)

第6条 知事は、指名停止中の有資格者が、当該指名停止の事由となった事案について別表各項の指名停止の事由に該当しないことが明らかになったときは、当該有資格者の指名停止を解除するものとする。

- 2 前項の規定による指名停止の解除は、別記第4号様式による物品購入等関係指名停止解除決定書によりするものとする。

(指名停止等の通知)

第7条 知事は、第2条第1項の規定により指名停止をしたときは、遅滞なく当該有資格者に対し、別記第5号様式による指名停止通知書により通知するものとする。

- 2 知事は、第5条第7項の規定に基づき指名停止の期間を変更したときは、遅滞なく当該有資格者に対し、別記第6号様式による指名停止期間変更通知書により通知するものとする。

- 3 知事は、前条第1項の規定により指名停止を解除したときは、遅滞なく当該有資格者に対し、別記第7号様式による指名停止解除通知書により通知するものとする。

- 4 契約担当者は、第2条第4項の規定により指名を取り消したときは、遅滞なく当該有資格者に対し、別記第8号様式による指名取消し通知書により通知するものとする。

(関係機関への通知)

第8条 総務事務センター課長は、第2条第1項の規定により指名停止がされたときは、遅滞なく本庁の課室長、出先機関長、公営企業局長、議会事務局長、教育委員会事務局の課長、警察本部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、海区漁業調整委員会事務局長、内水面漁場管理委員会

事務局長及び収用委員会事務局長(以下この条において「課室長等」という。)に対し、別記第9号様式による指名停止通知書により通知するものとする。

- 2 総務事務センター課長は、第5条第7項の規定に基づき指名停止の期間が変更されたときは、遅滞なく課室長等に対し、別記第10号様式による指名停止期間変更通知書により通知するものとする。
- 3 総務事務センター課長は、第6条第1項の規定により指名停止が解除されたときは、遅滞なく課室長等に対し、別記第11号様式による指名停止解除通知書により通知するものとする。

(指名停止の公表)

第9条 知事は、第2条第1項の規定により指名停止をしたときは、別に定めるところにより、当該有資格者の名称等を公表するものとする。

附 則

この告示は、平成7年12月1日から施行する。

附 則(平成9年10月17日告示第713号)

この告示は、平成9年10月17日から施行する。

附 則(平成15年4月1日告示第228号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月10日告示第720号)

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日告示第751号)

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日告示第324号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日告示第263号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 230 号)

この告示は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 2 日告示第 677 号)

この告示は、平成 24 年 11 月 2 日から施行する。

附 則(令和 7 年 5 月 2 日告示第 367 号)

この告示は、令和 7 年 5 月 2 日から施行する。

附 則(令和 7 年 5 月 23 日告示第 367 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下この項において「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（令和6年高知県条例第60号）の施行前に犯した禁錮（刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮をいう。次項において同じ。）以上の刑（死刑を除く。同項において同じ。）が定められている罪につき公訴を提起された者は、この告示による改正後の高知県物品購入等関係指名停止要領（同項において「改正後の要領」という。）別表27の項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき公訴を提起された者とみなす。
- 3 禁錮以上の刑を宣告された者は、改正後の要領別表27の項の規定の適用については、拘禁刑を宣告された者とみなす。

別表(第 2 条、第 5 条、第 6 条関係)

指名停止の事由	指名停止の期間
(虚偽記載) 1 競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 月

(贈賄)	
2 次に掲げる者が県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)又は有資格者の本店を代表する者(以下「代表役員等」という。)	逮捕又は公訴の提起を知った日から10月
(2) 有資格者である法人の役員又は有資格者の支店若しくは営業所を代表する者で代表役員等以外の者(以下「一般役員等」という。)	逮捕又は公訴の提起を知った日から8月
(3) 有資格者の使用人(以下「使用人」という。)で一般役員等以外の者	逮捕又は公訴の提起を知った日から6月
3 次に掲げる者が県内の県以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 代表役員等	逮捕又は公訴の提起を知った日から8月
(2) 一般役員等	逮捕又は公訴の提起を知った日から6月
(3) 使用人で一般役員等以外の者	逮捕又は公訴の提起を知った日から4月
4 次に掲げる者が県外の県以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 代表役員等	逮捕又は公訴の提起を知った日から6

<p>(2) 一般役員等</p>	<p>月 逮捕又は 公訴の提 起を知っ た日から 4 月</p>
<p>(3) 使用人で一般役員等以外の者</p>	<p>逮捕又は 公訴の提 起を知っ た日から 2 月</p>
<p>(独占禁止法違反)</p>	
<p>5 県と締結した契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定 をした日 から 8 月</p>
<p>6 県内において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定 をした日 から 7 月</p>
<p>7 県外において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定 をした日 から 6 月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>8 次に掲げる者が県と締結した契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>逮捕又は 公訴の提 起を知っ た日から 1 1 月</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>逮捕又は 公訴の提 起を知っ た日から 8 月</p>
<p>(3) 使用人で一般役員等以外の者</p>	<p>逮捕又は 公訴の提 起を知っ た日から 5 月</p>
<p>9 次に掲げる者が、県内の県以外の公共機関と締結した契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起</p>	

されたとき。	
(1) 代表役員等	逮捕又は公訴の提起を知った日から10月
(2) 一般役員等	逮捕又は公訴の提起を知った日から7月
(3) 使用人で一般役員等以外の者	逮捕又は公訴の提起を知った日から4月
10 次に掲げる者が、県外の県以外の公共機関の職員が締結した契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 代表役員等	逮捕又は公訴の提起を知った日から9月
(2) 一般役員等	逮捕又は公訴の提起を知った日から6月
(3) 使用人で一般役員等以外の者	逮捕又は公訴の提起を知った日から3月
(暴力団排除)	
11 代表役員等、一般役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者(以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同条第1号に規定する暴力的不	当該認定をした日から16月

法行為等をいう。)を行うおそれがある者若しくは暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する者(以下「暴力団準構成員」という。)であると認められるとき。	
12 役員等が業務に関し、暴力団員又は暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から14月
13 暴力団関係者を雇用しているとき。	当該認定をした日から4月
14 役員等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から12月
15 役員等が暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員になる等、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から12月
16 役員等が業務に関し、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるとき。	当該認定をした日から12月
17 県と締結した契約に関し、役員等又は使用人が暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるとき。	当該認定をした日から14月
18 県と締結した契約に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けながら、県への報告を怠ったとき。	当該認定をした日から4月
(不正又は不誠実な行為)	
19 県が行う入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正に財産上の利益を得ようとするための行為をしたと認められるとき。	当該認定をした日から6月
20 県が行う入札における落札者が契約を締結すること又は県との契約者が契約を履行すること妨げたと認められるとき。	当該認定をした日から6月
21 県が行う入札において、落札者となったにもかかわらず、正当な事由がなく契約をしなかったと認められるとき。	当該認定をした日から5月
22 県との契約の履行に当たり、仕様書に定められた品質、規格又は数量に関して不正な行為をしたと認められるとき。	当該認定をした日から6月
23 正当な事由がなく県との契約を履行しなかったと認められるとき。	当該認定をした日から7月

24 県との契約において、正当な事由がなく契約の履行遅延があったと認められるとき。	
(1) 当該履行遅延の期間が 30 日以上 60 日未満であったとき。	当該認定をした日から 1 月
(2) 当該履行遅延の期間が 60 日以上 90 日未満であったとき。	当該認定をした日から 2 月
(3) 当該履行遅延の期間が 90 日以上 120 日未満であったとき。	当該認定をした日から 3 月
(4) 当該履行遅延の期間が 120 日以上 150 日未満であったとき。	当該認定をした日から 4 月
(5) 当該履行遅延の期間が 150 日以上 180 日未満であったとき。	当該認定をした日から 5 月
(6) 当該履行遅延の期間が 180 日以上であったとき。	当該認定をした日から 6 月
25 県が行う監督又は検査の実施に当たり、その職員の職務の執行を妨げたと認められるとき。	当該認定をした日から 4 月
26 1 から 25 までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 14 月以内
27 1 から 26 までに掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 14 月以内

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

物品購入等関係指名停止決定書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 3 条関係)

指名停止事由該当者報告書  
[別紙参照]

第3号様式(第5条関係)

物品購入等関係指名停止期間変更決定書  
[別紙参照]

第4号様式(第6条関係)

物品購入等関係指名停止解除決定書  
[別紙参照]

第5号様式(第7条関係)

指名停止通知書  
[別紙参照]

第6号様式(第7条関係)

指名停止期間変更通知書  
[別紙参照]

第7号様式(第7条関係)

指名停止解除通知書  
[別紙参照]

第8号様式(第7条関係)

指名取消し通知書  
[別紙参照]

第9号様式(第8条関係)

指名停止通知書  
[別紙参照]

第10号様式(第8条関係)

指名停止期間変更通知書  
[別紙参照]

第 11 号様式(第 8 条関係)

指名停止解除通知書  
[別紙参照]

別記

第1号様式（第2条関係）

物品購入等関係指名停止決定書					
次の有資格者の指名停止をします。					
年 月 日					
会計管理局長	次 長	総務事務 センター課長	課長補佐	チーフ	担 当
該当する指名停止 の 事 由					
商号又は名称	代 表 者 氏 名	登 録 番 号	指名停止の期間		
		第 号	年 月 日から	年 月 日まで	
		第 号	年 月 日から	年 月 日まで	
		第 号	年 月 日から	年 月 日まで	
		第 号	年 月 日から	年 月 日まで	
		第 号	年 月 日から	年 月 日まで	
		第 号	年 月 日から	年 月 日まで	
		第 号	年 月 日から	年 月 日まで	
		第 号	年 月 日から	年 月 日まで	
備 考					

指名停止事由該当者報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
登録番号	第 号
所在地	
取扱物品等の種類	
該当する指名停止の事由	

















